



# 長野県報

12月8日(月)  
平成20年  
(2008年)  
第2023号

## 目 次

### 規則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) ..... 1

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(2件)(企画課土地対策室) ..... 1

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課) ..... 3

### 公 告

随意契約の相手方の決定(税務課) ..... 4

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業政策課) ..... 4

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課) ..... 4

国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課) ..... 7

土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更の認可(都市計画課) ..... 7

市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更の認可(建築指導課) ..... 8

一般競争入札(病院事業局) ..... 8

特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課) ..... 9

特定調達契約に係る落札者の決定(東北信運転免許センター) ..... 10

正誤(地域福祉課) ..... 10



住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月8日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

### 長野県人事委員会規則第9号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(昭和49年長野県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

### 長野県告示第647号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成20年12月8日

長野県知事 村井仁

1 起業者の名称

千曲市

2 事業の種類

戸倉・屋代駅間新駅利用者駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

千曲市大字内川字街道東地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

戸倉・屋代駅間新駅利用者駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置す

る公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である千曲市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地が存する内川地区は、近年、工業系の用途地域において工業の集積化が進むとともに、住居系用途地域では住宅地も広がってきている。

起業地に近接した場所には新駅の設置が決定されており、当該駅利用者用の駐車場を整備することにより、利用者の利便性の向上が図られるとともに、公共交通機関である鉄道の利用促進が期待されると認められる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地の西側には民家があるが、南側は畠、東側は鉄道敷、北側は道路であり、駐車場が通勤者用として設置され、利用が主に朝夕の通勤時間帯に限られることから、完成施設による地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

本件事業は、近接地に設置される新駅の機能を高めるため実施されるものであるが、当該新駅の設置については、千曲市の合併前から、旧更埴市及び旧戸倉町で鉄道利用者の利便性の向上、高齢者等の交通手段の確保、国道の渋滞対策（環境負荷の軽減）、産業振興・地域振興、しなの鉄道利用促進並びに地域コミュニティ推進のために検討され、合併協議の中で作成された新市建設計画の「まちが賑わう」施策の中で、公共交通の充実として位置づけられている。

また、しなの鉄道株式会社が平成16年11月に作成した中期経営計画（第一次五ヵ年計画）の中には、戸倉・屋代間新駅設置が盛り込まれている。この計画の最終年度が平成20年度であり、当該新駅は平成21年3月の開業を目指していることから、本件事業は早急に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地は、新駅に近接しており、国道18号方面から踏切もなく円滑に接続でき、新駅を利用するにあたり便利な場所である。

また、新駅利用者予測から算出された本件事業で必要となる駅利用者のための駐車場の必要面積に対して、起業地は最小限の面積と認められる。

以上のとおり、駅利用者の利便性の向上及び公共交通機関である鉄道の利用促進を図るために、本件事業に係る起業地の範囲は適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の

必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

千曲市役所更埴庁舎企画部企画課

企画課土地対策室

長野県告示第648号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成20年12月8日

長野県知事 村井 仁

1 起業者の名称

松本市

2 事業の種類

（仮称）松本市今井地区農産物直売施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

松本市大字今井字前田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

（仮称）松本市今井地区農産物直売施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である松本市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地が存する今井地区は、松本市の南西部に位置し、水稻、野菜及び果樹を中心とした農業地帯である。

しかし、近年の農業従事者の兼業化及び高齢化が進む中で、葉菜類及び果樹類の栽培農家の経営規模が縮小傾向にあり、遊休化する農地が目立ち始めている。

さらに、地域全体での活動に対して、地域住民の結びつきが以前よりも薄くなるなど地域活力が低下してきており、地域活性化に向けた取り組みが求められている。

こうした中で、食と農をより身近にし、遊休化しつつある農地を活用して地元向け農産物を生産することが必要となっており、本件事業の施行によって、農産物や加工品の販売を通しての生産者と都市住民との直接対話、イベントでの交流等地域間交流による地域の活性化、さらには、直売施設が新たな物販や雇用機会の創出の場となり、地域生活の向上、安定化が期待できる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地の周辺には住宅が存在せず、完成施設による地域住民の生活環境への影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べ

た本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アのとおり、本件事業は、地元向け農産物の生産や地域間交流により地域の活性化を図るために早期に施行され、その効果が得られることが望ましい。

また、松本市総合計画（松本市基本構想2010・松本市第8次基本計画）に掲げられている「明るく元気な農村をめざす」及び「安全・安心・新鮮でおいしい農産物の消費拡大をめざす」の基本施策目標の実現のため、早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、本件事

業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

松本市役所今井出張所

企画課土地対策室

### 長野県告示第649号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成20年12月8日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
わか葉	長野県飯田市松尾上溝2694-8番地	平成20年12月1日

(2) 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
第2この街学園	長野県諏訪郡下諏訪町6129-7	平成20年12月1日

(3) 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
第2この街学園	長野県諏訪郡下諏訪町6129-7	平成20年12月1日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
わか葉	長野県飯田市松尾上溝2694-8番地	平成20年12月1日

(2) 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
第2この街学園	長野県諏訪郡下諏訪町6129-7	平成20年12月1日

(3) 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
第2この街学園	長野県諏訪郡下諏訪町6129-7	平成20年12月1日

長寿福祉課